次

目

告

示

道路の区域変更 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

道 治

路

維 Ш

持課)

課

二个

同

(郡上農林事務所)

保安林の指定予定

道路の供用開始

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課

齢福祉

課

二九

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の終了

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

岐

開発行為の工事の完了 宅地建物取引業者の事務所不確知

示

建 角 指 導

商 同 同 同

流

通

課

Ξ Ξ ₹ ≣ ≣

地 課 課 ≣

第 千 五 百 + 五 号

金曜日

平成二十六年一月二十四 日

告

示

岐阜県告示第八号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

二九 六 六 す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事

古

田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加茂郡白川町赤河字東小倉一三六四、一三六五の二、一三六六の二

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に 次のとおりとする。

平成二十六年一月二十四日

備え置いて縦覧に供する。

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

発行

Ξ

変更後の指定施業要件

岐阜県告示第九号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田

可児郡御嵩町小原字長坂五六三〇、五六四七

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

岐

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田

J.		類の道 種路
本	上	路
巣	東 泉	線 名
先まで 字田中下一五二一番七地 同 郡同 町同	からアラスの大学の日一八三五番四地先瀬を開発を表現している。	区間
後	前	別前変区 後更域
	五 二 二 五 五 五 五	ル (メート ト 幅
11011-0	1011-0	ル <sub>(</sub> メート 長
		備考

岐阜県告示第十一号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事	
古	
Ħ	
肈	

県道	類の道 種路
関坂	路
祝 線	線
線	名
五番一地先まで 同 郡同 町同 字西沖九四 六番一地先から 加茂郡坂祝町深萱字小島六七	区間
	ル (延 ) メ ー ト長
崇 <b>平</b> 	の 供用開始
<b>霊平</b> 成 ∴ ニ	ほ示変決 (備か年更定区) 別の又域 日告はの考

3

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

次のとおりとする。

2

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

落石の危険の防止

指定の目的

保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町栗巣字西平八〇二の一、八〇三の一

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田

第2515号

岐阜県告示第十二号

す る。

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事

古

田

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

申 請の あった年月日 平成二十五年十二月二十七日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨市障害のある人を支える会

五四三 の 氏 名 奈木 桂子

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、障がいのある人が社会の一員として地域 岐阜県飛驒市神岡町山田二三五八番地二

認め合いながら住み慣れたまちで、生涯にわたって安心 働のもとに、一生涯にわたって途切れのない地域生活の の社会参加の場の創出と、市民が主体となって、行政、 寄与することを目的とする。 支援体制を推進していく事業を行い、地域福祉の向上に 教育・保健・福祉・医療・労働等の関係機関と連携と協 して暮らせる共生社会を実現するため、障がいのある人 に関わらず、子どもから高齢者まで、お互いに支え合い で生活し、地域に貢献できること、また、障がいの有無

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

より次のとおり公示する。 一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十条第一項の規定に基づき同法第四十

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田

苑 さとおふくろ	又 は 氏 名 れ 名 れ
苑 さとおふくろ でとおふくろ	事業所の名称
且岐	事
目四八八番地	業
八高番山	所
地 市 上	の
岡本	所
町	在
	地
通所介護	の 種 類 類
<b>三 成</b> □	年指 月 日定

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

特定非営利活動法人の設立認証申請

公

示

Ŧ

ーピス きらら介護サ

高瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野字

訪問介護

平成

三三三

株式会社クリ

株式会社クリ

福祉用具アリ

岐阜県羽島郡笠松町米野高

特定福祉

平成

三三

イ学館

株式会社ニチ

ニチイケアセ

岐阜県大垣市橘町二 九

訪問介護

平成

= 三

ンター 西濃

テム株式会社 岐阜ケアシス

深池三八四番地岐阜県養老郡養老町船附字

福祉用具

平成

貸与

**三**三三

又 は 氏 名事業者の名称

事業所の名称

事 業 所 の

所 在 地

の 種 類ス

年廃

日止

月

ピス

つさかの憩

ピーエーサー 株式会社イー

**ゼンター ま** 

目一三 一 岐阜県多治見市松坂町一丁

通所介護

平成

芸芸

株式会社クリ

福祉用具アリ

瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野高

福祉用具

平 成

貸与

三三三

ネラス ジェ	リックス 株式会社 フェ
今渡 ションまはろ	所ゆら訪問介護事業
今渡	いっかい はい
訪問介護	訪問介護
臺 平 三 成 一	宝 三 平 三 成 三 一
介護保険指定民	テム株式会社 テ・ 岐阜ケアシス 岐
定居宅介護支援事業所の廃止	ム株式会社
事業所	深岐
(の廃止	深池三八四番地

用具販売 特定福祉

量平 三成 ≟

### 介護保険

サービス事業者 八条第二号の規 介護保険法(ア 干 宅

平成二十六.

### 岐阜県知事 古 田

肈

指定居宅サービス事業所の廃止
平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定に基づき指定居営
<b>がら当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七-</b>
定により次のとおり公示する。
年一月二十四日

五条第二号の規定により次のとおり公示する。 介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事

古

田

肈

ピス さきケアサー	復師協同組合	ックス	事業者の名称
ピス さきケアサー	支援事業所 伊黒居宅介護 復師協同組合 岐阜県柔道整	ックス	事業所の名称
二丁目七〇番地岐阜県各務原市鵜沼川崎町	三番地の五岐阜県大垣市荒尾町一八一	町一 七〇 世皇県各務原市鵜沼小伊木	事業所の所在地
支援名介護	支援 居宅介護	支援 介護	の種 類
<b>三 平</b> 三 成 三	<b>三平</b> 三二 三二	<b>三平</b> 三成	年廃 月 日止

# 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

第一号の規定により次のとおり公示する。 第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

ピス

ピーエーサー

センター つさかの憩

ま

目一三 一 岐阜県多治見市松坂町一丁

介護予防

平成

通所介護

三三

建物の名称及び所在地

LCワールド本巣

株式会社イー

デイサービス

**エート** 株式会社クリ

福祉用具アリ

瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野高

介護予防

平成

福祉用具

芸芸

貸与

岐阜ケアシス

岐阜ケアシス

岐阜県養老郡養老町船附字

介護予防

平成

	<b>支阜県可尼市今度二七五一</b>	キュアステー	株式会社ジェ
訪問介護 三二・一介護予防 平成	二九岐阜県可児市広見二三五九	所ゆら訪問介護事業	リックス 株式会社 フェ
通所介護・芸・二・一	目四八八番地	苑 さとおんくろ さとおふくろ	苑さとおふくろ

イ学館

株式会社ニチ

ニチイケアセ ンター 西濃

岐阜県大垣市橘町二

九

訪問介護 介護予防

**壹平** 三成 -

テム株式会社

テム株式会社

深池三八四番地

福祉用具

芸宝

株式会社クリ

株式会社クリ

ス

## 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。 介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定に基づき指定

平成二十六年一月二十四日

又 は 氏 名事業者の名称

事業所の名称

事 業 所 の

所 在 地

の 種 類ス

年廃

月 日止 岐

岐阜県知事 古 田

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模** 

課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年一月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通

平成二十六年一月二十四日

岐阜県知事

古 田

肇

本巣市政田字上市場一四〇四番地の一 外

意見の概要

意見なし (届出事項 変更

テム株式会社 岐阜ケアシス 福祉用具アリ ーピス きらら介護サ 瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野高 深池三八四番地 岐阜県養老郡養老町船附字 高瀬七八一番地の八岐阜県羽島郡笠松町米野字 予防福祉 特定介護 用具販売 特定介護 介護予防 用具販売 予防福祉 訪問介護 壹平 三 ≟ 三三三 平成 平成 三三三

テム株式会社

岐阜ケアシス

岐阜県知事 古 田

肈

松 野 藤四郎 瑞穂市穂積一〇七四番地二

開

発 許

可

を受けた者の住所及び氏名

ローヤル製菓株式会社羽島郡岐南町平島六丁目一〇三

番地

代表取締役

加

己

博

下呂市金山町東沓部三三一一番地

第三十六条第三項の規定により公示する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 開発行為の工事の完了

代表取締役

服部 輝子

岐阜市瑞雲町四丁目四番地二 有限会社サンセン土地

岐阜県知事

古

田

次のとおり公示する。

岐阜県知事(一三)第九三一号

平成二十六年一月二十四日 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

平成二十六年一月二十四日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社